

令和5年 住宅・土地統計調査に ご協力ください

問 政策企画課 企画係 ☎72-5161



- 調査対象** 市内の約1,500世帯
- 調査方法** 対象世帯には、9月下旬に調査員が調査票を配布します。インターネット回答のほか、郵送回答または調査員へ提出する方法により回答をお願いします。

「住宅・土地統計調査」は、5年ごとに行われる国の基幹統計調査で、10月1日現在で全国一斉に実施されます。住宅や居住世帯の実態を把握することを目的とし、調査結果は住生活基本計画などの諸施策に活用されます。

調査期間中は、調査員が対象世帯を訪問しますので、回答へのご協力をお願いします。なお、調査員は県知事により任命され、必ず顔写真付きの「調査員証」を携帯しています。

「20歳のつどい」を開催します

問 社会教育課 社会教育係 ☎72-2121



- 対象者** 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方
- 日時** 令和6年1月7日(日)午後
- 場所** 国東市内の公民館など(現在調整中)

令和4年度に19歳成人式を行った皆さまを対象とした、同窓会形式での「20歳のつどい」を令和6年1月7日(日)に開催します。

内容は実行委員を中心に企画し、対象者には改めてご案内します。「20歳のつどい」を企画運営し、コロナ禍でできなかった同窓会を盛り上げていただける実行委員を募集しています。詳細はお問い合わせください。

市役所駐輪場における 放置自転車への対応に ついて

問 財政課 財産管理係 ☎72-5165



撤去・処分までの流れ

- ① 1週間以上放置されている自転車の発見
- ② 財政課財産管理係による警告札の取り付け
- ③ 所有者の特定(警察署への盗難届などの確認)
- ④ 所有者が特定できず、警告札取り付け後、3か月を経過した場合、撤去・処分を実施

市役所駐輪場に1週間以上自転車を放置されている場合は、警告札を取り付けます。

警告札取り付け後、3か月以内に連絡・移動などを行わない場合は、市で撤去・処分を行いますので、ご注意ください。

令和5年 秋季農作業 標準賃金について

問 農業委員会事務局 ☎72-5176

国東市農業委員会において、秋季農作業標準賃金が下記のとおり設定されました。耕作条件などを考慮のうえ、参考としてください。

1. 農繁期賃金(実労8時間賄いなし)

性別	令和5年秋季
男女共通	7,150円

3. 耕耘料等(10アール当り)

作業別	令和5年秋季
畑地耕耘	6,400円
秋田耕耘(稲田)	7,500円
コンバイン(稲)	15,950円
コンバイン(大豆)	10,650円
バインダー(紐別)	7,900円
ハーベスター	7,900円
麦機械播種(稲田起し含む)	12,700円
麦機械播種(播種のみ)	5,400円



2. 草刈り賃金(1時間当り)

作業別	令和5年秋季
草刈り(機械・燃料込)	1,420円

4. 乾燥等利用料金(出来高重量30kg当り)

水稲 (普通期)	水分量(%) (持ち込み時)	令和5年秋季	
		平日	休日
籾すりのみ	15.0以下	380円	380円
乾燥籾すり 選別調整	15.1～20.0	650円	700円
	20.1～23.0	700円	750円
	23.1～26.0	750円	800円
	26.1～29.0	800円	850円
	29.1以上	850円	900円

子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業

問 まちづくり推進課 まちデザイン係 ☎72-5186

子育て世帯の市内居住の促進と民間賃貸住宅の空室の有効活用を図るため、子育て世帯の入居促進を目的とした空室の改修工事を行う民間賃貸住宅のオーナーに対して、一定の要件を満たす改修を行った場合に改修費用の一部を補助します。詳細は市ホームページをご覧ください。

補助対象経費

下記のいずれかに該当する、総額が1戸あたり200万円(税抜き)以上の住宅改修に要する経費。

- (1) バリアフリー改修工事
- (2) 間取りの変更に係る工事
- (3) 設備の新設・改良工事
- (4) 防音性の向上などに係る工事
- (5) 省エネ改修工事
- (6) 内装改修工事
- (7) その他市長が認める子育て世帯のために行う改修工事

補助金額

補助対象経費の2分の1以内(1戸あたり上限200万円)

補助事業者

市内に民間賃貸住宅を所有する個人または法人で、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 改修工事は市内に事務所または事業所を有する事業者(個人または法人)を利用すること。
- (2) 国、県または市が実施している他の補助制度と内容が重複しないこと。
- (3) この補助金を申請した日の属する年度の3月31日までに工事が完了する改修であること。
- (4) 市税などを滞納していないこと。
- (5) 住戸の管理について、次に掲げる全ての事項に承諾するものであること。
ア 本市からの求めに応じ、対象住戸の管理状況について報告すること。
イ 本事業完了後、対象住戸を10年間適切に維持管理すること。

